

介護保険制度改正の検討状況について

令和7年12月25日に社会保障審議会介護保険部会は、2040年を見据え、様々な社会情勢に対応し、介護保険制度の持続可能性を高めるために「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめた。この意見書により、制度改正等が必要であるとの意見があったもののうち、主な項目は下記のとおりである。

1 制度改正が見込まれるもの

概要は以下のとおりであるが、追って詳細が示される見込みである。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問を統合すること
- (2) 介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所の直接実施を可能とすること
- (3) ケアマネジャーの資格取得要件（国家資格への追加）、更新制・法定研修の見直し（実務経験年数の見直し）
- (4) 中山間・人口減少地域向け「特例介護サービス」に新たな類型を設ける
- (5) 地域の実情に応じた包括的評価（月額定額性）の導入
- (6) 有料老人ホームの登録制（事前規制）の導入による安全性及び質の確保

2 第10期計画期間開始までの間に結論を出すこととされたもの

次の項目については、第10期計画期間の開始までに結論を出すとして、引き続き議論を行うこととされた。

- (1) 利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し
- (2) ケアマネジメントの利用者負担導入の是非（10割給付の見直し）
- (3) 補足給付（食費・居住費）の在り方の見直し
- (4) 在宅との負担の公平性を踏まえ、老健・介護医療院の多床室の室料負担の見直し
- (5) 要介護1・2の生活援助の総合事業移行への検討

3 引き続き検討を行うこととされたもの

次の項目については、引き続き検討を行うこととされた。

- (1) 高額介護サービス費の在り方
- (2) 被保険者・受給者範囲（40歳未満を含めるか等）
- (3) 多床室の室料負担の在り方（老健・介護医療院）
- (4) 認知症施策（支援の在り方、地域支援体制の整備、医療・介護の連携強化）

- (5) 相談支援の在り方（地域包括支援センターの役割再整備、権利擁護・身寄りなし高齢者支援との連携、相談支援の標準化）
- (6) 介護予防の推進、総合事業（介護予防・生活支援）の改善（効果検証）
- (7) 医療・介護連携（ICT活用含む）の推進、情報共有の標準化
- (8) 総合的な介護人材確保対策（外国人材の受入、キャリアパスの明確化、生産性向上の評価方法）
- (9) 2040年を見据えた地域包括ケアシステムの体制構築（住まい・医療・介護・生活支援の一体化）